

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）・各方面管理事務所管理課（備考欄のとおり）
処分課（担当）名	建設局 各方面管理事務所管理課
処分の名称	下水道敷の占用料の減免
概要	下水道の敷地占用料について、占用者の申請により減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第28条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次に掲げる場合、占用料を減免することができます。 (1) 水道、ガス又は電らんの各戸引込管の設置のため占用する場合 (2) 道路に出入する架橋のため占用する場合 (3) 占用地が一般の通行の用に供せられる場合 (4) 国、地方公共団体又は公共団体が下水道の敷地を占用する場合 (5) その他市長が特に必要があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	建設局各方面管理事務所
提出時期	下水道の敷地占用許可申請書提出時
提出方法	大阪市下水道条例施行規則第26条に該当する場合は占用料を免除することができますので、免除を希望される方は下水道の敷地占用許可申請書の欄外に「占用料を免除願います。」と記載し、申請者の捺印をしてください。
手数料	なし
相談窓口	建設局各方面管理事務所
ホームページ	
備 考	東部方面管理事務所管理課 06-6969-5841 （管轄行政区：都島、旭、城東、鶴見、天王寺、東成、生野） 西部方面管理事務所管理課 06-6567-6491 （管轄行政区：大正、浪速、西成、中央、西、港） 南部方面管理事務所管理課 06-6686-1240 （管轄行政区：住之江、住吉、阿倍野、東住吉、平野） 北部方面管理事務所管理課 06-6462-1434 （管轄行政区：福島、此花、西淀川、北、淀川、東淀川）